

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第5条まで （省略） （確認申請書等の添付書類）</p>	<p>第1条から第5条まで （現行のとおり） （確認申請書等の添付書類）</p>	
<p>第6条 （省略）</p>	<p>第6条 （現行のとおり）</p>	
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （現行のとおり）</p>	
<p>3 省令第4条第1項第6号に規定する規則で定める書類は、建築主事が当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合していることを確認するため特に必要があると認める書類とする。</p>	<p>3 省令第4条第1項第6号の規則で定める書類は、建築主事が当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合していることを確認するため特に必要があると認める書類とする。</p>	<p>法の題名改正に伴う改正及び規定整備</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （現行のとおり）</p>	
<p>第7条から第11条まで （省略） （認定の申請等）</p>	<p>第7条から第11条まで （現行のとおり） （認定の申請等）</p>	
<p>第12条 次に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 次に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	
<p>（1）から（11）まで （省略）</p>	<p>（1）から（11）まで （現行のとおり）</p>	
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>（12） 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定</u></p>	<p>政令に新設され</p>
<p><u>（12） 政令第137条の16第2号の規定による建築物の移転の認定</u></p>	<p><u>（13） 政令第137条の16第2号の規定による建築物の移転の認定</u></p>	<p>た敷地等と道路との関係及び道路内の建築制限</p>
<p>2から4まで （省略）</p>	<p>2から4まで （現行のとおり）</p>	<p>の認定申請に係る申請等の規定</p>
<p>（以下省略）</p>	<p>（以下現行のとおり）</p>	<p>の新設</p>